

令和6年度 サクラスイルミネーション設置等業務仕様書

1 業務名

令和6年度 サクラスイルミネーション設置等業務

2 業務目的

市制施行70周年を記念して、鹿島市民文化ホール「サクラス」においてイルミネーション事業を実施することにより、新たなまちの賑わいを創出することを目的とする。

また、当市は環境都市として、「夜景」×「観光」×「環境」による三方良しの新時代を目指し、人にも地球にも優しい環境配慮型イルミネーションの提供を通じて、鹿島の魅力発信と更なる脱炭素社会の構築を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和7年1月 17 日(金)まで

4 設営期間、点灯期間、撤去期間について

設営期間:委託契約締結後～令和6年11月22日(金)まで

点灯期間:令和6年11月23日(土)～令和6年12月27日(金)17:00～22:00

撤去期間:令和7年1月6日(月)～令和7年1月17日(金)

5 イルミネーションのテーマ

環境配慮型イルミネーション×サクラスの新たな活用

6 イルミネーション設置場所(別添図面参照。黄色の枠を中心とする)

メイン会場 鹿島市民文化ホール「サクラス」周辺

7 業務内容等

(1) イルミネーションのデザイン企画

5. のテーマを具体化したイルミネーション装飾を設置した際のイメージ図及びデザインや平面図等の計画図(LEDの種類、灯数、消費電力等を表示)を作成する。

- ① 使用するイルミネーションは環境に配慮したものであること。
- ② イルミネーションの設置場所は別添図面の別添の黄色の枠を中心とするが、その他の場所のイルミネーションの提案を妨げない。
- ③ 会場に70周年記念がわかるような演出や、記念撮影用のオブジェクトを設置するなど、来場者が参加でき、記念となるような演出を取り入れ、集客及び滞留性を図ること。
- ④ 一度だけでなく、何度も見に行きたくなるようなイルミネーション演出とすること。
- ⑤ 市民はもとより、近隣市町村からの集客が見込める規模、内容とすること。
- ⑥ 樹木へのイルミネーション及び電気配線等の付設にあっては、樹木保護の観点から添え木などを利用するなど、樹木に十分な養生を施すこととすること。また、養生物は色、材質等に配慮し、日中(イルミネーション消灯時間帯)の景観に溶け込むよう配慮すること。
- ⑦ イルミネーションの位置、高さ、色彩や演出内容は、隣接する道路や歩道において自動車通行や歩行者通行、その他商業活動の支障とならないよう最大限配慮すること。

- ⑧ あまりにも高所な場所や設置が危険な場所への設置はしないこと。
- ⑨ イルミネーション、電気配線等については漏電対策等がしっかり担保できるものを調達すること。

(2) イルミネーション装飾の設営、保守点検、撤去

企画したイルミネーション装飾及び電気配線等について、設営時、保守点検時、撤去時の各段階における対応方法及びその体制について計画する。なお、保守点検については、トラブル発生時等すぐに対応できる体制を整えておけば事足りるものとし、現場に常駐することなどを求めるものではない。

- ① イルミネーション電源は、サクラスの既存電源より供給するものとする。
- ② 配置や消費電力の関係で別途仮設電源工事が必要な場合の電源引き込み費用及び電気料は別途協議する。なお、原則として発電機の使用は認めない。
- ③ 期間中は自動点灯、消灯するためのタイマースイッチを設置すること。
- ④ イルミネーション、装飾機材及び電気配線等の落下、転倒、破損による被害等が出ないように、受託者責任のもと、十分に注意（特に強風対策）をして設置を行うこと。また、延焼防止や漏電を防止するための安全について必要な措置を講ずること。
- ⑤ 設置期間中のトラブル発生時（電球切れ、故障等）においては、受託者において復旧等の迅速な対応を行い、市にその報告を行うこと。
- ⑥ 自然災害など予測が可能な場合で、装飾機材及び電気配線等の落下、転倒、破損による被害の可能性が高い場合は、受託者の責任のもと、事前に必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 業務遂行にあっては、着手前に賠償責任保険に必ず加入しなければならない。受託者は加入する（加入している）保険の保障内容について市に説明し、不十分であると判断された場合は、十分な保障内容に契約内容を変更すること。
- ⑧ イルミネーション及び関連装飾品等の撤去時に公共物や工作物の汚損等を発見した場合には、受託者の責において補修すること。
- ⑨ その他イルミネーションの設置、運営、撤去に関する苦情やトラブルについては市と協議の上、受託者の責任において解決を図るよう努めること。

(3) 環境配慮型イルミネーションの今後の展開についての提案

今後の当市の環境配慮型イルミネーション等の展開について提案すること。

8 成果物

(1) 業務実績報告書

成果物：A4サイズの製本版（製本せずファイリングしたものでも可とする。）を1部、データを1部

納期限：令和7年1月17日（金）

納品場所：鹿島市広報企画課

9 その他の事項

- (1) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、鹿島市に帰属する。
- (2) 本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 成果物は1次利用及び2次利用とも無償、無期限で使用できるようにすること。
- (4) 本業務の遂行に当たり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。
- (5) 受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (6) 受注者は本業務実施に当たり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た時は、この限りではない。
- (7) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との協議及び打ち合わせを行うこと。

10 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、市と協議すること。